

委 託 契 約 書 (案)

- 1 業 務 名 芦屋町公共下水道（汚水）包括管理業務委託
- 2 業 務 委 託 料 ¥
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額・適用税率 10 パーセント
¥)
- 3 契 約 期 間 令和 年 月 日から
令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで
- 4 契 約 保 証 金 契約金額の 1 0 0 分の 5 以上
- 5 契約不適合責任期間 契約終了の日から起算して 1 年間
- 6 前 払 い 金 —

上記の委託業務について、発注者北九州市と受注者とは、別紙の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実に履行するものとする。

本契約の証として、本書 2 通を作成し、双方記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 北九州市 代表者 北九州市上下水道局長 廣中 忠孝 印

受注者 住 所
商号又は名称
代 表 者

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、要求水準書、入札説明書その他関係書類、質問回答書及び技術提案書に基づき、この契約を履行しなければならない。
- 2 本契約書、要求水準書、入札説明書等及び技術提案書の間、又は、本契約書等及び契約書に基づく業務の書類間で齟齬が生じた場合は、この順に優先する。ただし、技術提案書の内容が要求水準書に定める水準を超える場合には、その限りにおいて技術提案書が要求水準書に優先する。
- 3 契約図書に明示されていないもの又は契約図書に相互に符合しないものがあるときは、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、軽微なものについては、発注者が定めて受注者に指示するものとする。
- 4 受注者は、契約図書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）に履行するものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 5 業務の履行に必要な一切の経費は、この契約の業務委託料に含まれるものとする。
- 6 受注者が複数の企業により構成されるグループ（以下「応募グループ」という）を結成している場合においては、発注者は、この契約に基づく全ての行為を受注者（応募グループの代表者）に対して行うものとし、発注者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づく全ての行為は、当該応募グループの全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、受注者は、発注者に対して行うこの契約に基づく全ての行為について当該代表者を通じて行わなければならない。

(用語の定義)

第2条 この契約における各用語の定義を以下に示す。

- (1) 発注者とは、北九州市（芦屋町から下水道事業の事務を受託している者）をいう。
- (2) 受注者とは、本業務委託の契約を締結する者をいう。
- (3) 契約図書とは、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に定めるもののほか、要求水準書、入札説明書その他関係書類、質問回答書及び技術提案書をいう。
- (4) 履行期間とは、令和9年4月1日から令和19年3月31日までの期間をいう。
- (5) 契約期間とは、契約締結日から令和19年（2037年）3月31日までの期間をいう。
- (6) 業務引継ぎ期間とは、契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までの期間をいう。
- (7) 事業計画書とは、受注者が契約書や要求水準書等の契約図書で定める事項を契約期間中に遵守するために、業務実施方針、業務実施体制、運転管理基準、保全管理基準等をまとめたものをいう。

- (8) 年間業務計画書とは、受注者が行う運転管理業務及び保全管理業務等業務に対する実施計画を示したものをいう。
- (9) 運転管理計画とは、水質、エネルギー、ユーティリティの調達に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (10) 保全管理計画とは、保守点検、修繕に関わる管理計画を定めたものをいう。
- (11) 施設機能確認とは、設備に求める要求水準を満足しているかどうか、主に運転面（処理能力、処理水質等）、保全面（劣化状況等）を確認する活動をいう。
- (12) 改築とは、改築計画に基づき、更新（既存の施設を新たに置き換えること）または長寿命化対策（既存の施設の一部を活かしながら部分的に新しくすること）に位置づけ、所定の耐用年数を新たに確保するものをいう。
- (13) 計画修繕とは、修繕計画に基づき、施設の機能を維持させるために行われるもの。
- (14) 緊急修繕とは、老朽化した施設または故障もしくは損傷を発見した施設を対象として、当該施設の機能を維持させるために行われるもの。
- (15) 修繕計画とは、保守点検や調査業務等を通じて把握した設備機器等の劣化や性能低下に対し、当該施設の機能を維持させるため、受注者が実施する計画修繕について、具体的な実施内容、実施時期、および必要金額等を取りまとめた計画をいう。
- (16) 改築計画とは、下水道ストックマネジメント計画や各種点検・調査結果に基づく施設の劣化状況・リスク評価を踏まえ、中長期的な改築事業シナリオのもと、概ね5年程度の事業計画期間を対象として、更新または長寿命化対策により所定の耐用年数を新たに確保するための対象施設の選定、優先順位、実施時期、施工方法、および概算費用等を取りまとめた計画をいう。
- (17) ペナルティとは、受注者が行う業務に対する要求水準が達成されない場合等に、その対価である業務委託費を減額し、又は契約を解除することをいう。
- (18) プロフィットシェアとは、事業開始後にライフサイクルコスト削減を促進するために、受注者から提案を受け、費用が削減した場合、その削減費用を発注者・受注者で分配する仕組みのことをいう。
- (19) 法定基準とは、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づく排水基準、下水道法（昭和33年法律第79号）に基づく放流水の水質基準その他関係法令等により遵守が義務付けられている基準をいう。
- (20) 契約基準とは、流入下水が流入基準の範囲内である場合において、本件施設の現況の施設を使用して達成すべき性能その他の要件として、要求水準書に掲げる基準値をいう。
- (21) 目標基準とは、契約基準を超過しないよう、受注者が設定する基準値をいう。

（監督員）

第3条 発注者は、監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受注者に通知する。監

督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約図書に定められた事項の範囲内において、おおむね次に掲げる職務を行う。

- (1) 業務の履行について、受注者又は次条の規定による受注者の統括管理責任者に対する指示、承諾又は協議
- (2) 契約図書に基づく業務の履行のための詳細図等の作成及び交付又は受注者の作成したこれらの図書の承認
- (3) 契約図書に基づく作業の管理、立会い、業務履行状況の把握

- 3 この契約書に定める書面の提出は、監督員を経由して行うものとする。この場合において、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。

- 4 履行期間は令和9年（2027年）4月1日から令和19年（2037年）3月31日までとする。また、契約締結日から令和9年（2027年）3月31日までを業務引継ぎ期間とし、受注者の費用により、履行開始のための準備を行うものとする。

（統括管理責任者）

- 第4条 受注者は、統括管理責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて発注者に通知する。統括管理責任者を変更したときも同様とする。

- 2 統括管理責任者の職務は、次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として、業務従事者の指揮及び監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- (2) 契約図書、完成図書その他関係書類により、業務の目的及び内容を十分理解し、施設の機能を把握することにより、業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- (3) 常に状況を的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる体制の確保に努めること。
- (4) 業務の履行に当たっては、発注者との連絡を密にし、必要に応じて協議を行うこと。

- 3 統括管理責任者は、この契約の履行に関し、業務の管理及び統括を行うほか、業務委託料の変更、履行期間の変更、業務委託料の請求及び受領、次条第1項の請求の受理、同条第2項の決定及び通知、同条第3項の請求、同条第4項の通知の受理並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

- 4 統括管理責任者は、原則として、履行が完了するまで変更できないものとする。

（統括管理責任者等に関する措置請求）

- 第5条 発注者は、受注者の統括管理責任者、使用人若しくは作業員又は第46条第2項の規定により受注者から業務を委任され、若しくは請け負った者がその業務の履行等につき著しく不適当と認められるときは、その事由を明示して受注者に対して必要な措置をとるべきことを請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果の請求を受けた日から10日以内に発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に受注者に通知しなければならない。

(契約保証金の還付)

第6条 発注者は、発注者の委託業務の履行を担保する必要がなくなったときは、受注者に契約保証金を還付する。ただし、契約保証金には利子を付さないものとする。

(許認可の取得等)

第7条 受注者は、法令上、資格を有する者が実施すべき業務を実施する際には、それぞれ必要な資格を有する者に担当させるものとする。必要な資格については別途要求水準書(別紙1)によるものとする。

- 2 受注者は、発注者から、本件業務を遂行するために必要な事務室等の使用許可を取得するものとする。
- 3 受注者は、前項のほか、本件業務の実施に必要なその他の許認可等について、自らの責任と費用をもって取得し業務に当たるものとする。

(基準超過時の対応)

第8条 放流水質が契約基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 基準超過の報告及び超過理由書の提出

受注者は、放流水質が契約基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに発注者に報告したうえで改善に向けた運転管理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに発注者へ提出しなければならない。また、受注者は契約基準を達成するまで発注者に逐次状況を報告しなければならない。

(2) 改善要求及び改善計画書の提出

発注者は、次のアからオに掲げる場合を除き、一定期間以上、受注者が実施する運転管理において改善が見られず、放流水質の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受注者は発注者と協議のうえ、改善要求書受理後3日以内に改善策を記載した改善計画書を発注者に提出し、改善策を実施しなければならない(改善に係る費用は受注者の負担とする。)

ア 流入水の水量及び水質が要求水準書に規定する流入基準の範囲を逸脱している

場合

イ 下水処理に重大な影響を与える有害物質等が流入したと判断される場合

ウ 発注者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

エ 受注者の責めによらない重要機器の故障があった場合

オ その他受注者の責めに帰することができない外的要因による場合

(3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されない場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日から起算して契約基準を達成した日の前日までの契約基準超過 1 日に付き当該月額業務委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

- 2 放流水質が法定基準（水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）に基づく排水基準、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく放流水の水質基準その他関係法令等により遵守が義務付けられている基準）を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

前項第 2 号アからオに掲げる場合を除き、放流水質が下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）第 6 条（第 2 項を除く。）に規定する放流水の水質の技術上の基準（以下「法定基準」という。）を超過した場合には、発注者は、法定基準を超過した日から起算して法定基準を達成した日の前日まで、法定基準超過 1 日につき当該月額業務委託料（固定費）の 100 分の 1 を減額するものとする。

- 3 脱水汚泥含水率が契約基準を超過した場合の措置は、次のとおりとする。

(1) 基準超過の報告及び超過理由書の提出

受注者は、脱水汚泥含水率が契約基準を達成していないことを把握した場合には、直ちに発注者に報告したうえで改善に向けた運転管理を実施し、超過理由及び改善策を記載した超過理由書を速やかに発注者へ提出しなければならない。また、受注者は契約基準を達成するまで発注者に逐次状況を報告しなければならない。

(2) 改善要求及び改善計画書の提出

発注者は、次のアからウに掲げる場合を除き、一定期間以上、受注者が実施する運転管理において改善が見られず、脱水汚泥含水率の契約基準が達成されないと判断した場合には、契約基準の未達を明示した改善要求書により改善を要求するものとする。この場合受注者は発注者と協議のうえ、改善要求書受理後 3 日以内に改善策を記載した改善計画書を発注者に提出し、改善策を実施しなければならない（改善に係る費用は受注者の負担とする。）。

ア 発注者が下水処理に重大な影響を与える工事等を発注し、その工事の施工期間中である場合

イ 受注者の責めによらない重要機器の故障があった場合

ウ その他受注者の責めに帰することができない外的要因による場合

(3) 委託料の減額

改善計画書が期限内に提出されない場合若しくは改善計画書どおりに実施されない場合又は前号の改善策により改善が認められない場合、前号の改善要求を行った日から起算して契約基準を達成した日の前日まで、契約基準超過1日につき当該月額業務委託料（固定費）の100分の1を減額するものとする。

(モニタリング)

第9条 発注者は、要求水準書の事業・業務計画で定められた運転管理及び保全管理の手順・方法・頻度等のプロセスの履行状況の確認や契約図書に対し、運転管理プロセスや保全管理プロセスによって得られた成果の評価（以下「モニタリング」という。）を行うものとし、受注者はこれに協力するものとする。ただし、発注者は受注者の業務に支障が生じないよう努めなければならないものとする。なお、第三者によるモニタリングを実施する場合には、計画書および資料など発注者の指示のもとで提供するものとする。

2 発注者又は機関は、前項のモニタリングを行うために、通常の営業時間内において、本件施設へ立ち入ること、また、適宜受注者に説明や必要な資料の提供を求めることができるものとし、受注者は、これに協力するものとする。

3 受注者は、モニタリングを自ら行うものとする。自ら行うモニタリング（以下「セルフモニタリング」という。）の内容及び時期等については、契約締結後に発注者と協議し決定するものとする。セルフモニタリングに係る費用は、受注者の負担とする。

4 第1項の規定により得られたモニタリング結果については、発注者が今後実施する包括的民間委託業務契約における仕様書の策定等に必要の参考資料など（個人情報および受注者の営業秘密に該当するものを除き）、活用できるものとする。

5 モニタリング結果については、公表するものとし、その期間や内容については発注者の指示によるものとする。

(回復措置請求)

第10条 前条第1項及び第2項に規定するモニタリングの結果、契約図書に規定された維持管理がなされていないと発注者が判断した場合には、違反内容を明示した改善要求書により改善を要求する。受注者は、改善要求書受理後速やかに改善計画書を提出し、改善策を実施する（改善策に係る費用は受注者の負担とする。）。

2 発注者は、受注者が改善計画書を提出しない場合（改善計画書により、指摘された違反内容を是正することができないと認められる場合を含む。）又は改善計画書どおり実施しない場合には、求める措置の内容とその理由を記載した書面により、受注者に施設機能の回復に必要な措置を受注者の負担により行うことの請求（以下「回復措置請求」という。）をすることができる。

3 受注者は、回復措置請求の全部又は一部に不服がある場合には、発注者に対し、前項の

書面の交付を受けた後10日以内に不服の内容を記載した書面を提出することにより、回復措置請求の全部又は一部の撤回を求めることができる。

- 4 発注者は、前項の書面を受領した後10日以内に、受注者に対して、回復措置請求を撤回するか否かを書面により通知するものとする。
- 5 前項により撤回をしない旨の通知がなされた場合には、受注者及び発注者はそれぞれの主張の根拠となる資料を前項の通知の日から10日以内に相手方に対して提出するとともに協議を行う。
- 6 前項によっても意見が一致しない場合には、第49条の規定により解決を図るものとする。
- 7 前項による訴訟の結果は、両当事者を拘束するものとする。

(業務の報告)

- 第11条 受注者は、業務ごとに施設の運転状況、設備機器の状態、保守点検結果、修繕結果、水質等試験結果、法定点検結果、精密点検結果その他の業務結果や環境整備の状況等を報告書に記録しておくこと。また、ユーティリティの使用状況やエネルギーの管理状況についても同様に記録しておくこと。
- 2 受注者は、業務記録等の業務の履行及び確認に必要な書類を整備し、別紙1に示す報告書を提出するほか、発注者が提出を求めた書類について、受注者の機密に関する事項を除き、速やかに提出しなければならない。
 - 3 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。
 - 4 受注者は、この契約の履行に関し事故が生じたときは、直ちに発注者に当該事故の状況を報告しなければならない。この場合において、受注者は当該事故による損害の発生又は拡大を防止するため必要な措置を講じなければならない。
 - 5 発注者は、業務の実施状況について、受注者の作業する場所等を立ち入り検査することができる。

(改築の必要性に関する報告)

- 第12条 本件施設において、施設が修繕によりがたく、局所的な措置だけでなく抜本的な対策が必要な場合、受注者は、発注者に対し、改築が必要である本件施設の現況及びその理由を速やかに書面により報告し協議するものとする。

(修繕業務の実施要否及び完了報告)

- 第13条 発注者及び受注者は、本件施設の個別の箇所についての修繕業務実施の要否を、要求水準書に定める基準に従い判定する。ただし、判定が困難な箇所については、別途発注者と受注者とが協議の上定める。

- 2 受注者は、契約図書に従い、翌年度の修繕業務に関し、各年度の修繕計画書を、当年度開始日の10日前までに、発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、修繕業務を実施するにあたり、要求水準書に従い、修繕実施計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。ただし、修繕費用が200万円（消費税及び地方消費税を含む）以下の修繕の場合は、この限りではない。
- 4 受注者は、修繕業務を実施した後は発注者に完了報告を行うこと。
- 5 発注者は、前項の規定による書面の提出を受けたときは、提出を受けた日から7日以内に、本契約等に定めるところにより、当該修繕業務の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。具体的な検査方法については、別途発注者と受注者とが協議の上定めるものとする。
- 6 受注者は、修繕業務を実施するにあたり、各年度における修繕業務の支払合計額が修繕業務各年度上限額を超過するおそれがあるときは、その旨を発注者に通知しなければならない。この場合、発注者は、第19条に基づく指示をすることができる。
- 7 受注者が行うべき修繕業務が、受注者が自ら予定している修繕業務の費用の範囲を超えた場合または超える可能性が生じた場合には、受注者はその対応について発注者に対して協議を申し入れることができる。

（完了検査）

第14条 受注者は、業務を完了したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

- （1）契約業務完了検査は、業務完了届が提出された日から起算して10日以内に検査を行わなければならない。検査は契約終了時の業務完了報告書の内容等について、照合及び確認を行うものとする。
- （2）ストックマネジメント計画に基づく管路調査業務、下水道ストックマネジメント計画作成業務については、作業終了後速やかに業務写真及び作業完了報告書を提出し、業務完了検査を受けなければならない。技術提案による業務も同様とする。

（業務委託料等の支払い）

第15条 受注者は、月ごとの業務完了報告を行った後に、業務委託料の月額を支払いを発注者に請求することができる。

- 2 発注者は、前項の請求を受理したときは、その日から起算して30日以内に業務委託料の月額を支払わなければならない。
- 3 業務委託料は、別紙2の月額支払基準のとおり支払うものとする。各会計年度の支払予定額は、発注者が算定した年度ごとの設計金額に請負比率（原設計金額で原契約金額を除いて得た率をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。端数が生じたときは、年度間で端数調整を行う。固定費と変動費の内訳についても、各会計年度の支払予定額と同様の計算方法とする。

- 4 発注者の責めに帰すべき事由により、前項の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。
- 5 業務委託料は固定費及び変動費から構成されるが、変動費については、各年度末に別紙2に基づき精算を行うものとする。なお、固定費とは、本件施設における実績値の増減にかかわらず変動しない費用をいい、変動費とは、実績値の増減に応じて精算する費用をいう。

（賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更）

- 第16条 発注者又は受注者は、契約期間内で契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務委託料が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。
- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があった場合は、変動前残業務委託料（委託料から当該請求時の出来形部分に相当する委託料を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残業務委託料（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務委託料に相当する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残業務委託料の1000分の15を超える額について、委託料の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残業務委託料及び変動後残業務委託料は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者及び受注者協議の上定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第1項の規定による請求は、本条の規定により委託料の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第1項中「契約締結の日」とあるのは「本条に基づく直前の委託料変更の日」とする。
- 5 発注者又は受注者は、特別な要因により履行期間内に主要な材料の日本国内における価格の著しい変動により、委託料が不適当になったと認められた場合は、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、委託料の額の変更を請求することができる。
- 6 発注者又は受注者は、予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、委託料が不適当になったと認められた場合は、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、委託料の額の変更を請求することができる。
- 7 前2項の場合において、委託料の変更額は、発注者と受注者が協議の上定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第3項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注

者に通知しなければならない。ただし、発注者が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

9 発注者は、第3項又は第7項の協議に当たっては、受注者からの意見の趣旨をできる限り勘案し十分な協議を行うように留意するとともに、受注者との間で協議が整わなかったこと又は当該協議に関して受注者が第49条に規定する紛争の解決の手続きを実施したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

10 第3項又は第7項の協議にあたっては、北九州市の定めるインフレスライド条項運用マニュアルの最新版の準用を基本とする。

(起債・交付金申請への協力)

第17条 受注者は、発注者による本契約にかかる起債及び交付金の申請について、書類作成等への協力を行うものとする。

2 受注者の責に帰すべき事由により、受注者が前項の規定に従い作成又は作成に協力すべき書類の提出を遅延した場合、受注者は、発注者に対し、当該遅延により発注者に生じた損害（当該遅延から生じる増加費用を含む。）を賠償するものとする。

3 前項にかかわらず、発注者が交付金を得られなかった場合、発注者は、第42条に規定に基づき業務の変更を実施することができる。この場合において、業務を実施しなかったことにより受注者に本件業務に係る増加費用又は損害が生じたときは発注者が負担するものとする。ただし、交付金が不支給となった理由が受注者の責に帰すべき事由によるときは、この限りではない。

(増加費用の負担)

第18条 本件業務の実施に要する費用が増加した場合であって、当該費用の増加が発注者の責めに帰すべき事由による場合（入札説明書及び本件施設について発注者が提供した資料と本件施設の現況との間に齟齬があり、かかる齟齬が当該資料から合理的に予測できないことを受注者が立証した場合であって、当該齟齬により本件業務に要する費用が増加した場合を含む。）、当該増加費用は発注者が負担する。但し、増加費用の発生の防止について、受注者が合理的な努力を怠っている場合にはこの限りではない。

2 流入水の水量または水質が、下水道事業計画に定める数値を著しく超過する場合の増加費用の負担についても、前項と同様とする。

(発注者による本業務の内容の変更)

第19条 発注者は各年度における本契約に基づく受注者への支払額が、当該年度の発注者の予算額を超過するおそれがある場合、受注者に通知することにより、かかる超過の限度において、本件業務のうち修繕業務（処理場施設・ポンプ場施設）及び修繕業務（管路

施設)の実施時期の変更又は修繕業務(処理場施設・ポンプ場施設)及び修繕業務(管路施設)の優先順位を双方で確認の上、一部を本契約の履行対象から除外するよう指示することができる。この場合、本契約で別途定める場合を除き、受注者は当該指示に従うことに伴う費用等の負担を発注者に請求することはできない。

(法令、基準等の変更に基づく業務委託料の変更)

第20条 契約期間内において、業務の履行に関し重大な影響を与える法令、基準等が変更されたことにより、費用の増減が生じた場合は、発注者又は受注者は、相手方に対して業務委託料の変更を請求することができる。

2 前項による業務委託料の変更額及び支払い時期については、発注者と受注者とが協議して定める。

(受注者の改善提案)

第21条 受注者は、本件業務について、要求水準書に定める業務の水準を低下させることなく、契約図書に定める手法と比較し、より効果的で効率的な手法等を提案することができるものとする。

2 前項の規定により受注者が提案できるものは、委託料の額の低減を伴うものに限る。

(契約図書の変更等)

第22条 発注者は、前条による受注者の改善提案により、必要と認める場合は、受注者に対して契約図書の変更の検討を指示することができるものとし、受注者は、当該指示の受理後14日以内に、当該変更が当該業務の実施に与える影響を検討し、検討結果を発注者に報告するものとする。

2 発注者は、第1項による検討結果(前項の協議がなされる場合には、協議を踏まえた検討結果)を受理した場合は、当該検討結果に基づいて契約図書を変更することができるものとし、速やかに当該検討結果に基づく変更を行うか否かを、受注者に通知しなければならない。

3 変更後の契約図書は、発注者が受注者に通知し、受注者が通知を受理した日の翌日から適用されるものとする。

4 法令等の変更により、契約図書の内容を変更する必要があるときは、第20条の定めに従うものとする。

(プロフィットシェア)

第23条 受注者が負担する費用の減少が生じたときは、当該費用減少分(プロフィット)に応じて委託料を減額するものとする。

2 前項において、受注者の委託料の減額については、発注者と受注者が協議して定めるも

のとする。ただし、委託料の額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する額は、減額しないものとする（プロフィットシェア）。

- 3 前項により、委託料の減額を行った場合においても、改善提案を行った受注者の責任が回避されるものではない。

（任意提案業務）

第24条 受注者は、自らの費用負担及び責任において、本件業務以外の任意の業務（以下「任意提案業務」という。）の実施を発注者に対して提案することができるものとする。

- 2 発注者は、第1項の提案を承諾する場合、任意提案業務の詳細は、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

（委託料の変更方法等）

第25条 第16条、第18条、第20条、第23条又は第42条の規定により委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、発注者と受注者が協議して書面をもって定めるものとする。

（地域住民対応）

第26条 受注者は、契約図書に基づき、本件業務の実施に必要な住民対応（本件業務の実施に伴い必要となる環境対策等を含む。）を行わなければならない。

- 2 受注者は、予め発注者の承諾を受けない限り、住民対応の不調を理由に本件業務を変更することはできない。
- 3 受注者は、受注者の業務実施に起因した住民対応の結果、本件業務の実施に必要な費用を負担しなければならない。但し、本件業務を行政サービスとして実施することそのものに関する住民対応に要する費用及び損害については、発注者の負担とする。

（第三者の特許権等の使用）

第27条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、履行方法等を使用するときは、その一切の責任を負わなければならない。

- 2 成果物が第三者の著作権等を侵害しているとして、第三者との間に紛争が生じた場合は、受注者は発注者に対し、その事実関係を速やかに報告しなければならない。
- 3 前項の場合、受注者は、受注者の責任と負担においてこれを解決しなければならない。ただし、当該侵害が発注者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（損害賠償）

第28条 受注者の本契約の違反、その他受注者の責に帰すべき事由により、発注者に損害

- が生じた場合、受注者は発注者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
- 2 発注者の本契約の違反、その他発注者の責に帰すべき事由により、受注者に損害が生じた場合、発注者は受注者に対して、生じた損害を賠償する責任を負うものとする。
 - 3 受注者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じた場合、受注者は当該第三者に対してその損害を賠償する義務を負う。受注者の責に帰すべき事由により発注者が第三者に対して損害賠償義務を負う場合、発注者は受注者に対して求償権を行使することができる。
 - 4 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（次項に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不適當であること等発注者の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。
 - 5 発注者及び受注者は、別紙6に示す保険に加入するものとする。

（責任範囲）

第29条 受注者及び発注者の責任範囲については、別紙3責任範囲に従うものとする。

（期間満了時の措置）

第30条 受注者は、期間満了により業務終了したときは、次に掲げる義務を負う。

- （1）新たに施設を運転する者に対し、施設が業務要求水準を満たしている状態で業務を引き継ぎ、引継事項を交付するものとする。
 - （2）貸与された施設及び支給品について、発注者の立会いのもと、速やかに原型に復して返還するものとする。ただし、原型に復することが不可能な場合は、両者が協議のうえ定めるものとする。
 - （3）受注者は、随時当該施設特有の運転方法や留意事項等を記載した引継事項（この契約の終了又は解除後に施設を運転する者に必要となる事項として、別紙5に規定された内容を含むものとする。以下「引継事項」という。）を作成し、この契約が終了するまで、施設に備えおくものとし、引継事項を作成したときは、速やかに発注者に提出するものとする。
 - （4）受注者は、自らが保有する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、営業秘密の権利、商標権その他一切の知的財産権の対象となっている技術等が導入された場合、発注者に対し、事業契約終了後における対象施設の運営のための当該導入技術の利用を、無償かつ無期限で許諾する。また、受注者は、発注者から協力を求められた場合、必要な協力をするものとする。
- 2 発注者は、契約終了の1年前から施設の状態を受注者と立会のもと確認し、施設や設備の健全性を確認する。ただし契約解除に伴う施設引継については、第35条を優先する。

- 3 発注者は、前項の立会の結果、施設が業務要求水準を満たしていないと判断した場合には、立会を実施した日から10日以内に、受注者に対し、これらの条件を満たすために必要な措置を行うことを請求することができる。
- 4 前項の請求後契約終了時まで、施設について業務要求水準違反が生じた場合には、発注者は、これにより発注者に生じた損害及び費用を受注者に請求することができる。ただし、発注者は、契約終了後10日以内に、違反の内容を受注者に対して通知するものとする。
- 5 第3項による請求がなされた場合は、第10条第3項から第7項までの規定を準用する。

(業務引継ぎ期間)

- 第31条 受注者は業務引継ぎ期間に、発注者から本件業務に関する資料を受領するとともに、実施する業務の内容について把握しておかなければならない。
- 2 受注者は、業務引継ぎ期間に、履行開始日前に本件業務に関する業務の全部又は一部を受託していた者から、本件業務に関する引継事項を受領し、本契約が終了するまで、業務事務所に備え置くものとする。
 - 3 業務引継ぎ期間に、発注者及び受注者は立会のもと、施設・設備の機能、性能、劣化状況等を確認するものとする。
 - 4 受注者は、前項の確認結果を整理し、事業計画書に添付しなければならない。
 - 5 発注者は、いつでも、業務事務所において引継事項を閲覧し、また、受注者に対し引継事項の内容の説明を求めることができる。
 - 6 受注者は、必要に応じて、引継事項の内容を変更するものとする。受注者は、引継事項の内容を変更したときは、発注者に対し、速やかに引継事項を変更した旨通知するものとする。
 - 7 受注者が行う引継ぎに係る費用は、すべて受注者の負担とする。

(発注者による契約解除)

- 第32条 受注者について、次の各号のいずれかに該当する事由が発生したときは、発注者は受注者に対する通知によりこの契約を解除することができる。
- (1) 正当な事由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 受注者は、前項各号の規定によるこの契約の解除により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を発注者に請求することはできない。
 - 3 受注者は、第1項各号の規定によりこの契約を解除されたときは、各会計年度における支払予定額のうち最も高い額（以下「最高支払予定額」という。）の10分の1に相当す

る額を、違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 4 前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

(暴力団関与の場合の解除権)

第32条の2 発注者は、受注者が、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 役員等（受注者の役員又はその支店若しくは事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用しているとき。
- (7) 再委託その他第三者を使用する契約等に当たり、その相手方が第1号から第6号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (8) 受注者が、第1号から第6号までのいずれかに該当する者を再委託その他第三者を使用する契約等の相手方としていた場合（第7号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除等を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

- 2 前条第3項及び第4項の規定は、前項の規定により契約が解除された場合に準用する。この場合において、同条第3項中「10分の1」とあるのは「10分の2」と読み替える。

(談合その他の不正行為の場合の解除権)

第32条の3 発注者は、受注者（受注者の役員を含む。第35条の2において同じ。）又は受注者の使用人（建設業法第6条第1項第4号に規定する使用人をいう。）がこの契約

に関し次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。
- (2) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条、第6条又は第19条の規定に違反したことに対する同法第49条に規定する排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合にあっては、同法第62条第1項に規定する納付命令)が確定したとき。
- (3) 独占禁止法第77条の規定による審決取消しの訴えにつき、請求が棄却され又は却下されて判決が確定したとき。

(その他の契約解除)

第33条 発注者は、業務が完了しない間は、前3条に規定する場合のほか必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、これにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は発注者と受注者が協議して定める。

(受注者による契約解除)

第34条 受注者は、発注者がこの契約に違反し、その違反により業務を履行することが不可能となったときは、この契約を解除することができる。

- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

(解除後の処理)

第35条 受注者はこの契約が解除された場合は、第30条の定めるところに従うほか、この契約の解除の日までに履行した業務の内容を発注者の定める様式及び内容による書面をもって発注者に報告しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から起算して10日以内に検査を行い、検査に合格した部分に相応する委託料相当額を受注者に支払うものとする。ただし、発注者が受注者に対して違約金その他の支払請求権を有する場合には、当該支払を留保することができる。

(談合等に伴う損害賠償)

第35条の2 受注者は、受注者又は受注者の使用人がこの契約に関し第32条の3各号のいずれかに該当したときは、同条の規定による契約の解除の有無又は業務の完了の有無にかかわらず、発注者に対する損害賠償として最高支払予定額の10分の2に相当す

る額を支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する損害賠償の額を超える場合においては、当該超過分について発注者が受注者に請求することを妨げるものではない。
- 3 前2項の場合において、受注者が受託グループであり、既に解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受注者の代表者であった者又は構成員であった者は、連帯して前2項の額を発注者に支払わなければならない。
- 4 第32条第4項の規定は、第1項の賠償金（第32条の3の規定による契約の解除があった場合に限る。）について準用する。

（業務管理）

- 第36条 受注者は、業務の実施にあたり、業務の公共性を認識して、常に善良なる管理者の注意をもって誠実かつ効果的に行わなければならない。
- 2 受注者は、施設の構造、性能、系統及びその周辺の状況を熟知し、施設の運転に精通するとともに、業務の履行は常に問題意識を持ってこれに当たり創意工夫し、設備の予防保全に努めること。

（異常時及び緊急時の措置）

- 第37条 施設の運転操作及び監視中において異常を発見した場合は、必要な対応及び応急処置を実施するとともに、発注者に報告し、必要があれば協議を行うこと。
- 2 緊急事態が発生した場合には、速やかに発注者へ連絡するとともに、あらかじめ定めた非常配備体制に従い、早急に業務従事者を所定の場所に配備し、その対応に当たること。
 - 3 受注者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び処理機能に重大な支障が生じた場合に備え連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるように準備しておくこと。
 - 4 受注者は、災害時に二次災害のおそれがある場合は、適切な措置を講じ災害を未然に防止すること。

（臨機の措置）

- 第38条 受注者は、業務の履行に当たって事件若しくは事故が発生したとき又は発生するおそれのあるときは、発注者の指示を受け、又は発注者と受注者とが協議して臨機の措置をとらなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、受注者の判断によって臨機の措置をとらなければならない。
- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を遅滞なく発注者に通知しなければならない。
 - 3 発注者は、事故防止その他業務上特に必要があるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

- 4 受注者が、第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、業務委託料の範囲内に含めることが適当でないと認められる部分については、発注者と受注者とが協議して発注者がそれを負担するものとする。

(契約締結費用の負担)

第39条 本契約締結に直接関連して発生する費用は、受注者の負担とする。

(貸与品の取扱い)

第40条 発注者は、受注者の申し出により、業務に必要なもの（以下「貸与品」という。）を貸与することができる。

- 2 受注者は、貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から5日以内に発注者に借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品を善良なる管理者の注意義務をもって使用し、又は管理しなければならない。
- 4 受注者は、業務が完了した場合、業務において必要がなくなった場合、この契約が解除により終了した場合又は発注者から返還を求められた場合には、発注者の指定する期間内に、発注者に対して、貸与品を、原状に復し、自らが付属させた付属品を収去したうえで返還するものとする。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失又は毀損し、又はその返還が不可能になったときは、その損害を賠償しなければならない。
- 6 発注者は、業務に必要な事務室、控室等は、契約期間中、所要の場所を貸与するが、受注者の責任で汚損等があった場合には、受注者の費用で直ちに修復すること。
- 7 受注者は、発注者が所有する保守点検及び修繕に係る備品並びに水質試験室及び水質等試験に係る機器を借用することができる。
- 8 完成図書、図面等は、発注者が貸与する。
- 9 受注者は、貸与品について台帳を作成し、その保管状況を常に把握し、破損、盗難、紛失等があった場合は、受注者がこれを弁償すること。

(保険)

第41条 受注者は、契約図書に基づき火災保険その他の保険を付したとき、又は任意にこの契約の履行に関する保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。

(業務の変更)

第42条 発注者は、業務の内容の一部又は全部を変更しようとするときは、書面によりその内容を受注者に通知し、発注者と受注者とが協議し決定するものとする。

- 2 前項の規定により、業務の内容を変更した場合において、業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して定める。

(不可抗力)

第43条 受注者は、暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、争乱、暴動その他通常の予想を超えた自然的若しくは人為的な事象であって、発注者及び受注者の責めに帰すことができない事由（流入水質及び流入水量が、流入基準から著しく逸脱している場合を含む。）により、施設の運営が著しく困難となった場合又は施設に損傷を及ぼす可能性が生じた場合は、発注者の指示に従い対応するものとし、施設への被害、業務への影響を軽減することができるよう努めるものとする。これにより発生する費用は原則発注者が負担するものとし、その金額については発注者と受注者の協議により決定する。ただし、受注者の故意又は重過失によって要した費用が増加した場合は、当該増加分は受注者の負担とする。

- 2 前項に規定する施設の損傷により業務を行うことができなかった期間の業務委託料については、当該月額業務委託料（固定費）の相当分を支払うものとする。
- 3 発注者は、施設の損傷により委託内容を変更する必要がある場合は、必要な範囲内において委託内容を変更することができる。また、施設の損傷によりこの契約の継続が著しく困難である場合、発注者は、直ちにこの契約を解除することができるものとする。
- 4 前項の委託内容の変更又はこの契約の解除により生じた費用については、発注者の負担とする。

(経費の負担)

第44条 受注者が業務履行上負担する経費は、業務の実施に係る直接的な事務費並びに業務の維持及び管理に必要な経費とし、受注者が購入するものとする。ただし、別紙2に記載した薬品費、電気料金、修繕等業務費については精算の対象とする。

(権利義務の譲渡等)

- 第45条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務又は契約上の地位を第三者に譲渡し、また、この契約によって生ずる質権その他担保の目的に供してはならない。ただし、受注者やその構成企業が関与した特定目的会社などへの事業継承を妨げるものではなく、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 受注者は、成果物（未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括再委託等の禁止)

第46条 受注者は、業務の全部又は統括管理業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受注者は、業務の一部を第三者に再委託し、又は再委任しようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。この場合において受注者は、発注者から再委託先に関する情報の提供を求められた場合には、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 受注者は、前項に基づき再委託を行った場合は、再委託先に対し、この契約に定める受注者の義務と同等の義務を遵守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、受注者はその一切の責任を負うものとする。

(通知)

第47条 この契約に規定された通知は、この契約に別段の規定がある場合を除き、書面（ファックス及び電子メールを含む。）により行うものとする。ただし、ファックス又は電子メールにより通知を行った場合、別途合意した場合を除き、速やかに同一の内容の書面を郵送するものとする。

- 2 発注者の受注者に対する通知は、発注者の定める方式により受注者が発注者に届け出た場所に対して行うものとする。
- 3 受注者は、前項の届出内容に変更があった場合は、速やかに発注者に届け出なければならない。

(秘密の保持)

第48条 受注者（第46条の規定により再委託又は再委任を受けた者を含む。）は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らし、又は業務の目的外に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(紛争の解決)

第49条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が調わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合等に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議のうえ仲裁人を選任し、当該仲裁人のあつせん又は仲裁によりその解決を図ることができるものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、仲裁人の選任に係るものは発注者と受注者が折半し、その他のものは発注者と受注者のそれぞれが負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、統括管理責任者の業務の実施に関する紛争及び受注者の使用している職員に関する紛争について第5条第2項及び第4項の規定により受注者が決定を行った後若しくは受注者が決定を行わずに第5条第2項及び第4項の期間が経過した後でなければ、受注者は第1項のあつせん又は仲裁の手続を請求することができない。
- 3 第1項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認めるときは、同項に

規定する紛争解決の手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができる。

- 4 前項の訴訟を行う場として、発注者と受注者は、発注者の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意する。
- 5 発注者は、公共の利益のためにやむをえない事情があると考える場合、第10条第3項から第5項に規定された手続きがなされ、又は、第1項による仲裁がなされている期間においても、回復措置請求を遵守するよう受注者に命じることができる。ただし、第10条第3項から第5項に規定する手続きにより回復措置請求が不適切であったことが判明した場合、又は、第1項による仲裁により回復措置請求が不適切であったと判断された場合、発注者はこれによって受注者に生じた損害を賠償するものとする。

(契約不適合責任)

第50条 発注者は、引き渡された成果物の種類又は品質に関し、契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)があるときは、受注者に対し、相当の期間を定めて発注者の指定した方法により成果物の修補又は代替物の納入を求めることができる。この場合において、民法(明治29年法律第89号)第562条第1項ただし書は適用しない。

- 2 前項の期間内に受注者が成果物の修補あるいは代替物の納入をしないときは、発注者は受注者に対して代金の減額を請求することができる。
- 3 前2項の規定は、成果物の契約不適合について、発注者が受注者に対して損害賠償を請求し又はこの契約を解除することを妨げない。
- 4 第1項において受注者が負うべき責任は、第14条の規定による発注者の検査に合格したことをもって免れないものとする。

(補則)

第51条 受注者は、この契約の履行に当たり、最低賃金法(昭和34年法律第137号)等の労働関係法令を遵守するものとする。

- 2 この契約書に定めのない事項については、北九州市上下水道局契約規程(昭和39年水道局管理規程第25号)において準用する北九州市契約規則(昭和39年北九州市規則第25号)、北九州市上下水道局工事施工規程(昭和53年水道局管理規程第4号)及びその他北九州市上下水道局の定める条例その他規程(以下これらを「契約規程等」という。)の定めるところに従うものとし、契約規程等に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが誠実に協議のうえ、別紙3責任範囲に基づき定めるものとする。

別紙1 提出書類（第11条関係）

受注者が、発注者に提出すべき書類は次のとおりとする。提出部数や提出書類の詳細は発注者と協議して決める。また、発注者が必要とするものは電子データも提出しなければならない。データの形態・様式については発注者から指示するものとする。

（1） 契約締結後、速やかに提出する書類

- ア 着手届
- イ 有資格者選任届
- ウ 事務室等使用願
- エ 貸与品等借用願

（2） 業務着手前に提出する書類

- ア 事業計画書 一式（業務着手の14日前まで）

（3） 年度開始前に提出する書類

- ア 年間業務計画書 一式（年度開始日の10日前まで）

（4） 毎月提出する書類

- ア 月間業務計画書 一式（翌月分を当月末まで）
- イ 月間業務完了届 （前月分の完了後5開庁日まで）
- ウ 月間業務完了報告書 一式（ ）

※報告書に記載すべき事項は以下のとおり

施設の運転状況
設備機器の状態
保守点検結果
修繕報告
水質等試験結果
法定点検結果
その他業務結果（環境整備の状況等を含む）
ユーティリティの使用状況
エネルギーの管理状況（消化ガス発電の状況等）

（5） 契約期間完了時に提出する書類

- ア 契約業務完了届 （委託期間完了後5開庁日以内）
- イ 契約業務完了報告書 一式（ ）

（6） 緊急修繕着手前及び完了後に必要な書類（修繕費用が200万円を超える場合）

- ア 故障報告書 一式
- イ 見積書（内訳がわかるもの）

- ウ 完了届
 - エ 緊急修繕写真 一式
 - オ 修繕完了報告書 一式
 - カ 支払額を確認できる書類
- (7) 計画修繕着手前及び完了後に必要な書類（修繕費用が200万円を超える場合）
- ア 修繕実施計画書 一式
 - イ 見積書
 - ウ 完了届
 - エ 修繕写真 一式
 - オ 修繕完了報告書 一式
 - カ 支払額を確認できる書類
- (8) 修繕等業務（200万円以下）完了後に必要な書類
- ア 見積書（内訳がわかるもの）
 - イ 写真帳 一式
 - ウ 完了報告書 一式
 - エ 支払額を確認できる書類
- (9) 住民対応及び事故対応後に必要な書類
- ア 住民対応報告書 （対応後3日以内）
 - イ 事故対応報告書 （対応後3日以内）
- (10) その他の業務完了後に必要な書類
- ア 業務完了届 （業務完了の都度）
 - イ 業務写真帳 一式（ 〃 ）
 - ウ 業務完了報告書 一式（ 〃 ）
- (11) その他、上記以外に発注者が必要と認めた書類

提出した書類の内容等を変更する必要があるときは、直ちに変更後の書類を提出しなければならない。

別紙2 業務委託料の精算（第15条関係）

（1）業務委託料の構成

発注者が受注者に毎月支払う業務委託料は、固定費と変動費により構成される。

$$（業務委託料）＝（固定費）＋（変動費）$$

なお、各費目の区分のうち「（2）月額業務委託料 イ 変動費」に示す業務以外は全て固定費とする。

（2）月額業務委託料

ア 固定費

各会計年度の支払予定額を、1/12にした額を月額業務委託料とする。受注者は、月ごとの業務完了の報告後、当該月の業務委託料を発注者に請求することができる。

イ 変動費

変動費については、会計年度ごとに精算を行う。4月から2月までの各月については、（3）の月額支払額に基づき支払いを行い、3月の支払時に精算を行う。設定している上限額を超過する可能性がある場合は、事前に発注者に報告するものとする。精算方法は次の算出方法から発注者と受注者が協議し決定する。

（ア）ユーティリティ費（電気料、薬品費）

処理場費の上限額は2, 497万円（消費税等を除く。）とする。

※電力の供給については、「芦屋町浄化センター電力供給（PPA方式）契約書」に基づき、株式会社北九州パワーの電力（電力量料金単価 18.06 円/kwh もしくは 20.06 円/kwh（消費税込み））を優先的に使用することとし、不足分は受注者が別途調達することとする。

なお、これら電力料金については、受注者が電力供給会社へ支払うこととする。

ポンプ場費の上限額は1, 468万円（消費税等を除く。）とする。

a 電気料

3月の支払時に支払実績を基に精算を行う。

b 薬品費

3月の支払時に使用実績を基に精算を行う。

（イ）修繕等業務（処理場・ポンプ場）費について

処理場費の上限額は2, 900万円（消費税等を除く。）とする。

ポンプ場費の上限額は1, 300万円（消費税等を除く。）とする。

3月の支払時に、年度内に実施した業務について、見積書を基に精算する。

（ウ）修繕等業務（管路施設）費について

費用の各年度上限額は1, 874万円（消費税等を除く。）とする。

a 人孔蓋取替費用について

各年度3月分の支払時に、年度内に実施した数量を基に精算する。

b 管渠修繕費用について

3月の支払時に、年度内に実施した業務について、見積書を基に精算する。

(エ) 公共樹・取付管設置業務費について

費用の各年度上限額は643万円(消費税等を除く。)とする。

3月の支払時に、年度内に実施した数量を基に精算する。

(オ) スtockマネジメント計画に基づく管路調査業務

業務完了後、実施した数量に基づき精算する。

なお、各業務において、交通誘導員を配置する場合は、実際の配置人数により精算するため、配置人数について報告を行うこと。また、精算とは、受注者の提出した実績数量、実績金額に対し、請負比率を考慮したものとする。

(3) 月額支払額

令和9年度（2027年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年度額			

令和10年度（2028年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年度額			

令和 1 1 年度（2 0 2 9 年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年度額			

令和１２年度（２０３０年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
１０月			
１１月			
１２月			
１月			
２月			
３月			
年度額			

令和13年度（2031年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年度額			

令和14年度（2032年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年度額			

令和15年度（2033年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年度額			

令和16年度（2034年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			
年度額			

令和１７年度（２０３５年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
４月			
５月			
６月			
７月			
８月			
９月			
１０月			
１１月			
１２月			
１月			
２月			
３月			
年度額			

令和18年度（2036年度）の支払額

	固定費	変動費	合計
月	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)	支払金額 (うち消費税及び 地方消費税の額)
4 月			
5 月			
6 月			
7 月			
8 月			
9 月			
10 月			
11 月			
12 月			
1 月			
2 月			
3 月			
年度額			

別紙3 責任範囲（第29条及び51条関係）

リスク分担表

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者	
			発注者	受注者
共通	契約締結リスク	発注者の責めにより契約を結べない。又は契約手続に時間を要する場合。	○	
		受注者の責めにより契約を結べない。又は契約手続に時間を要する場合。		○
	法令等の変更リスク	本委託に直接関係する法令等の変更	○	○
		本委託のみではなく、広く一般的に適用される法令等の変更	○	○
	第三者賠償リスク	受注者の行う業務に起因する事故、受注者の業務の不備に起因する事故などにより第三者に与えた損害		○
		受注者の委託範囲において、業務実施段階における浸水・騒音・振動・悪臭等による場合		○
		上記以外のもの	○	
	住民問題リスク	本業務委託を行政サービスとして実施することに関する住民反対運動、訴訟	○	
		受注者の業務実施に伴い生じる住民反対運動、訴訟		○
	環境保全リスク	受注者が行う業務に起因する環境問題周辺水域の悪化、騒音、振動、異臭等)		○
		上記以外のもの	○	
	委託業務中止、延期に関するリスク	発注者の指示、議会の不承認によるもの	○	
		発注者の債務不履行によるもの	○	
		受注者の業務放棄、破綻によるもの		○
	物価・金利変動リスク	委託期間のインフレ・デフレ	○	
	不可抗力リスク	天災、暴動等による委託業務の変更・中止・延期	○	
運転・維持管理	計画変更リスク	委託業務内容・用途の変更に関するもの	○	
	下水の水量変動リスク	水量変動に伴う変動費の増減	○	
	下水の水質、汚泥含水率変動リスク	流入水による場合又はやむを得ない場合による経費の増加	○	
		上記以外の経費の増加		○
	緊急修繕費の増大リスク	受注者の責による修繕費の増大		○
		上記以外によるもの	○	
	施設損傷リスク	施設の劣化に対して、受注者が適切な維持管理を実施しなかったことに起因するもの施設の損傷		○
		受注者の責により施設が損傷した場合		○
		上記以外のもの	○	

本契約書本文の規定と「リスク分担表」の記載内容との間に矛盾、抵触、不一致又は解釈上の疑義が生じた場合は、本契約書本文の規定を優先する。
上記以外については、双方協議して定める。

別紙4 賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更（第16条関係）

（1）賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更

賃金又は物価の変動に基づく業務委託料の変更については、「賃金等の変動に対する北九州市工事請負契約約款第26条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」に基づき行うものとする。

（2）物価指数について

物価指数については、積算に使用する単価を用いた変動率を物価指数とすることを基本とする。なお、単価を用いた変動率での算出が困難な場合は、日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」の指数を用いて物価指数を算出することとする。

別紙5 引継事項（第30条）

受注者は業務期間を通じて、毎年度の引継事項を記載した文書を作成する。文書は、次の各号を参考に施設固有の運転管理及び点検を行ううえでの留意点を、具体的かつ詳細に記載すること。

- （1）諸機械の振動及び異音等の状態
- （2）計装設備の調節状況
- （3）故障・修繕履歴
- （4）運転上の特別な操作
- （5）運転要綱、運転マニュアル
- （6）その他留意事項

別紙6 保険（第28条関係）

（1）受注者の加入する保険

受注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・受注者賠償責任保険

（2）発注者の加入する保険

発注者は、自らの費用で以下の保険に加入するものとする。

- ・下水道賠償責任保険

別紙 7 遵守すべき関連法令及び条例等

- (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）
- (2) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (3) 労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）
- (4) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）
- (5) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）
- (6) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）
- (7) 計量法（平成 4 年法律第 51 号）
- (8) 毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）
- (9) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）
- (10) 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）
- (11) 中小企業退職金共済法（昭和 34 年法律第 160 号）
- (12) 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）
- (13) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）
- (14) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）
- (15) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）
- (16) 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）
- (17) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）
- (18) 水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）
- (19) 酸素欠乏症等防止規則（昭和 47 年労働省令第 42 号）
- (20) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (21) 職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）
- (22) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）
- (23) 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）
- (24) 環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）
- (25) 悪臭防止法（昭和 46 年法律第 91 号）
- (26) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律
（昭和 54 年法律第 49 号）
- (27) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）
- (28) 芦屋町下水道条例（昭和 56 年 10 月 6 日条例第 44 号）
- (29) 芦屋町下水道条例施行規則（昭和 56 年 10 月 6 日規則第 12 号）
- (30) 芦屋町下水道排水設備指定工事店規則（平成 12 年 3 月 22 日規則第 19 号）
- (31) その他関連法令等

準拠する関連条例等

- (1) 北九州市下水道条例（昭和 39 年 3 月 31 日条例第 39 号）
- (2) 北九州市下水道条例施行規程（平成 24 年 3 月 30 日水管規程第 37 号）

別紙8 参考図書・ガイドライン・マニュアル

業務は、下記に掲げる最新版の参考図書・ガイドライン・マニュアルを参考にして行うものとする。

- (1) 北九州市 土木工事施工管理基準
- (2) 北九州市 排水設備技術基準
- (3) 北九州市 マニュアル
- (4) 北九州市処理場機械・電気設備機器整備基準
- (5) 下水道事業のストックマネジメント実施に関するガイドライン（国土交通省）
- (6) 下水道管路施設の点検・調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (7) 下水道施設計画設計指針と解説（日本下水道協会）
- (8) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (9) 下水道施設改築・修繕マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (10) 下水道施設維持管理積算要領－管路施設編－（日本下水道協会）
- (11) 下水道施設の耐震対策指針と解説（日本下水道協会）
- (12) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術マニュアル（日本下水道事業団）
- (13) 管きょ更生工法における設計・施工管理ガイドライン（案）（日本下水道協会）
- (14) 下水管きょ改築等の工法選定手引き（案）（日本下水道協会）
- (15) 下水道管路施設腐食対策の手引き（案）（日本下水道協会）
- (16) 下水道用マンホール蓋の維持管理マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (17) 下水道管路施設テレビカメラ調査マニュアル（案）（日本下水道協会）
- (18) 下水道管路改築・修繕事業技術資料～調査から施工管理まで～（日本下水道新技術機構）
- (19) 管きょ更生工法の品質管理技術資料（日本下水道新技術機構）
- (20) 管きょ更生工法（二層構造管）技術資料（日本下水道新技術機構）
- (21) 下水道用マンホールふたの計画的な維持管理と改築に関する技術マニュアル（日本下水道新技術機構）
- (22) 下水道管路施設維持管理マニュアル（日本下水道管路管理業協会）
- (23) 下水道管路施設維持管理積算資料（日本下水道管路管理業協会）
- (24) マンホールの改築及び修繕に関する設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (25) 管きょの修繕に関する手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (26) 取付け管の更生工法による設計の手引き（案）（日本下水道管路管理業協会）
- (27) 下水道コンクリート構造物の腐食抑制技術及び防食技術指針・同マニュアル（下水道事業支援センター）
- (28) 下水道管路施設改築・修繕に関するコンサルティング・マニュアル（案）（管路診断

コンサルタント協会)

- (29) 下水道管きょ改築・修繕にかかる調査・診断・設計実務必携（管路診断コンサルタント協会編集（経済調査会））
- (30) 下水道事業の手引き（国土交通省水管理・国土保全局上下水道審議会グループ）
- (31) 下水道経営ハンドブック（日本下水道協会）
- (32) 賃金等の変動に対する北九州市工事請負契約約款第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）
- (33) 賃金等の変動に対する北九州市工事請負契約約款第 26 条第 6 項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）（営繕工事版）
- (34) その他発注者が指定する図書